



# The role of provincial governor : Contemporary politics in Thai provinces

Supasawad, Chardchawarn

---

(Degree)

博士 (政治学)

(Date of Degree)

2004-09-30

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲3173

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1003173>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



【 14 】

氏 名・(本 籍)	SUPASAWAD ( タイ ) CHARDCHAWARN
博士の専攻分野の名称	博士 (政治学)
学 位 記 番 号	博い第25号
学位授与の 要 件	学位規則第5条第1項該当
学位授与の 日 付	平成16年9月30日

【 学位論文題目 】

The Role of Provincial Governor : Contemporary Politics in  
Thai Provinces  
(県知事の役割 : タイの諸県における現代政治)

審 査 委 員

主 査	教 授	片 山	裕
	教 授	高 田	寛 文
	教 授	松 並	潤

## 論文内容の要旨

本論文はタイの県知事が現代タイの地方政治においてどのような役割を果たしているかを分析することを目的としている。具体的には、(1) タイの県知事の役割と責任が過去から現在までどのように変化してきたかを明らかにすること、(2) タイの地方政治におけるいくつかの争点領域において誰が大きな影響力を行使しているかを解明すること、そして、(3) タイの諸県をいくつかのタイプに分類し、それぞれにおいて県知事の役割がどのようなものであるかをパターン化・一般化することである。

タイの県政治と、そこにおける県知事の役割は動態的なものであり、時代とともに変化してきた。そうした変化はタイの社会経済的な環境及び政治環境の変化と切り離すことができない。本論文はタイの社会経済的な環境及び政治環境においてどのような変化が生じたかを明らかにし、それとの関係で知事の役割がいくつかの点で変化してきたことを実証する。そうした変化は争点領域によって異なることが判明した。本研究で取り上げたのは次の4つの争点領域である。すなわち、県における治安維持、県の開発事業、県下の地方自治体の監督、そして、県における式典や県の代表としての役割が、それである。

知事の役割は治安維持の点では過去よりも現在の方が強化されているが、その理由は現在のタクシン政権の政策に起因するところが大きい。他方、県における儀礼における知事の役割には変化が見られない。知事はさまざまな儀礼や会議に出席することが相変わらず期待されているのである。しかしながら、県の各種開発事業における役割と地方自治体の監督という二つの争点領域では知事の役割と影響力は急速に減少した。こうした役割の低下をもたらしたのは1990年代に起きた政治環境の変化である。

今日のタイの政治制度は過去と較べて飛躍的に民主化し、そうした変化は県政治にも及んでいる。かつてタイの政治は地方政治も含め「官僚政体」(F.W. Riggs)と呼ばれたが、もはやそのように呼ぶことは不可能である。すなわち、県政治において知事が「国王の代理人」として重要な政策決定を行うことがもはや不可能になったのである。県知事以外の政治アクター(政治家、ビジネスマン)が登場し、地方政治で重要な役割を担うようになったのである。他方で、一部の政治学者が指摘するようにタイの県政治は「リベラル・コーポラティズム」(Laothamatas, Anek)でもない。県政治における主要なアクターは知事のコントロールから自由であり、両者の間に密接な協議・協調があるわけではなく、また、「リベラル・コーポラティズム」の想定する経済アクターに限定されないものである。

タイの県政治は日本政治で村松岐夫が指摘した「限定的なブルーリズム」と呼ぶのが相応しい。複数の政治主体がタイの県政治、とりわけ県の開発プロジェクトにおいて重要な役割を果たしてきており、その間の関係は競争的であるためである。しかも、そうした政治アクターの数は決して多くはなく、数が限定されている。タイの県政治は「限定的なブルーリズム」呼ぶのが相当である。

本論文は県の開発事業に果たす知事の役割のパターン化を試み、4つのモデルを提示している。(1) 単一の政治集団が県政を支配しており、しかもその政治集団が政府との間に強い政治的なパイプを有する場合；この場合、県知事は開発事業において積極的な役割を果たさず、県の有力政治家の手足として地位しか与えられない。(2) 県政治において多様な政治集団が存在し、そのいずれも中央政府と太いパイプを持たない場合；知事の開発事業において果たす役割は大きく、対立・競合する政治集団の仲介者として紛争の処理に当たる。(3) 県政治に多数の政治集団が存在し、そのそれぞれが中央政府と太いパイプを持つ場合；県知事の立場は微妙で、彼は可能な限り中立的な立場を取り、ルーティン・ワークに専念しようとするが、実際にはそれは困難である。(4) 単一の政治集団が県政を支配しているものの中央政府との間に太い政治的なパイプが存在しない場合；知事は主要政治集団との間に協調関係を築かないと開発事業に関連した職務遂行に困難をきたすが、それに成功すると県政は容易になり政治的指導力も発揮できる。

## 論文審査の結果要旨

タイの地方政治研究は、従来、タイ内外においてこれまで十分な蓄積があるとは決していえなかった。その最大の理由は、タイの政治が長く中央集権的であった上に、政党政治の発達が遅れ、タイの地方政治は内務省から派遣される県知事以下の中央行政官僚によって支配されていたためである。

1990年代初め頃からタイ政治においても民主化の進展と定着が議論され、長く支配的であった「官僚政体モデル」(F.W. Riggs)がもはや全く妥当しなくなったとの見方が一般的になってきた後も、タイの政治学者の関心は依然として中央政治に向けられたままであった。地方政治への関心が生まれたのは97年の新憲法において地方分権化が重要な柱となり、これまでにない地方分権が実施に移されて以降のことである。しかし、地方分権化後も、タイ地方行政の複雑さ(中央政府による地方行政のラインと地方政府による地方自治のラインとが並存)のため、制度的な変化を記述する研究がほとんどで、地方政治における実証的な研究は皆無という状態が現在まで続いている。

本研究は、そうしたなかにあつて、県知事に焦点を当てながらも、タイの地方政治が現在に至るまでどのような変化を蒙ってきたかを豊富な実証研究によって明らかにしようとする意欲的な試みである。

本研究の優れている点は主に次の3点に要約できる。(1)豊富な資料とデータに基づき、タイの県知事の活動を極めて詳細に明らかにした点である。多数の県知事(経験者)に直接聴き取り調査を実施して、彼らの実際の業務がどのようなものであるか記述しているが、こうした記述はこれまでタイの内外に存在せず、これだけでも本論文はタイの政治分析において貴重な価値を有する。(2)タイの地方政治における近年の変化を豊富なフィールドワークに基づいて明らかにしている。論者はタイの4つの県を事例研究に取り上げて、そのそれぞれにおいて県知事だけでなく地元出身の国会議員、地方自治体幹部、ビジネスマンなどの関係者にインタビューを実施し、「だれが地方政治を支配しているか」という地方政治研究の最重要な課題に真正面から取組み、結論として、タイ地方政治の4つの類型を提示しているのである。(3)本論文は、その一方で、地方政治分析にとどまらず、タイの社会経済環境の変化にも十分な目配りをして、そうしたマクロ状況の変化との関連において地方政治を論じている。その意味で本論文はタイの民主化と中央地方関係の変化というきわめて重要な政治学的な課題への初めてとあってよい本格的な試みとなって

いるのである。

しかしながら、本論文の課題としては、次の点が指摘される。

- (1)内外の地方分権あるいは中央地方関係の文献のレビューが必ずしも十分ではない。タイの地方政治の研究は国内外に限ってもほとんど蓄積がないため、そうした「空白」を埋めるために論者は多くの時間を割かざるを得なかったという事情は認められるものの、地方分権化については発展途上国を含め多くの研究が現在なされている。そうした既存研究への目配りがやや不足している点が残念である。
- (2)他国との比較研究が望ましかったように思う。タイと似たような中央集権的な地方行政の観察できるフランスの事例(ただし近年分権化が進行中)や戦前の日本などとの比較研究がなされればタイの地方政治(行政)の特質がさらに明確になったことであろう。
- (3)事例研究を論者は4つの県で試みているが、果たしてこれでタイの県政治の一般化ができたかどうか、必ずしも説得力があるわけではない。他にもモデル化の可能性がないか検証すべきであろう。

しかし、これらの課題は、本論文提出者の今後の研究に期待すべきものであり、それによって、本論文の意義と貢献がいささかも損なわれるものではない。本論者はタイのタマサート大学政治学部の常勤講師であり、帰国後は「地方行政」の講義の担当者として教鞭を執ることが予定されているが、研究者としての出発を飾るに相応しい論文であり、提出者が課程博士(政治学)の学位を与えられるに十分な資格をもつものと判定する。

平成16年9月1日

審査員

主査 教授

片山裕

教授

高田寛文

教授

松並潤